

令02原機(科保)053
令和2年8月7日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、平成26年9月26日付け26原機(科保)055をもって申請し、令和元年6月7日付け令01原機(科保)011をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

平成26年9月26日付け26原機（科保）055をもって申請し、令和元年6月7日付け令01原機（科保）011をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別添（原子炉施設保安規定 新旧対照表）のうち、「第2編 放射線管理」を別紙1のとおり、「第5編 JRR-3の管理」を別紙2のとおり改める。なお、別紙1及び別紙2においては、令和2年5月15日付け原規規発第2005152号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、本補正を含む全ての変更の内容を示す。

- (1) 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の改正に伴う変更
 - 1) 周辺監視区域における放射線測定機器等の明確化並びに管理方法等の記載の追加（第2編）
 - 2) 第5編第71条の固体廃棄物の保管に関する事項の追加に伴う変更（第2編）
 - 3) 可燃物の管理に関する事項の追加（第5編）
 - 4) 多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置に係る記載の追加（第5編）
 - 5) 内部溢水の巡視に関する記載の追加（第5編）
 - 6) 安全避難通路に係る機器等の維持管理に関する記載の追加（第5編）
 - 7) 自然現象等に備えた管理に関する記載の追加（第5編）
 - 8) 内部火災が発生した場合の措置に係る記載の追加（第5編）
 - 9) 自然現象等が発生した場合の措置に係る記載の追加（第5編）
- (2) 記載の適正化に係る変更
 - 1) 条番号、項番号及び号番号の追加及び整理（第5編）
 - 2) その他、表記の見直し等（第2編、第5編）

2. 補正の理由

- (1) 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の改正に伴う変更
「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。
- (2) 記載の適正化に係る変更
 - 1) 条番号、項番号及び号番号の追加及び整理に伴う適正化のため。
 - 2) 用語の適正化のため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き2日を経過した日から施行する。

以上

別紙 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和2年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 放射線管理の業務 第1条 ～ 第9条の2 (省略)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第10条 ～ 第24条の2 (省略)</p> <p>第3章 被ばく管理 第25条 ～ 第30条 (省略)</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第31条 ～ 第36条 (省略)</p> <p>(周辺監視区域における放射線の測定等)</p> <p>第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、点検しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合であっても、1月を超えない範囲内で1回以上点検するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23、第8編別表第11又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 放射線管理の業務 第1条 ～ 第9条の2 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第10条 ～ 第24条の2 (変更なし)</p> <p>第3章 被ばく管理 第25条 ～ 第30条 (変更なし)</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第31条 ～ 第36条 (変更なし)</p> <p>(周辺監視区域における放射線の測定等)</p> <p>第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。<u>なお、商用電源が喪失した場合でも非常用電源装置から給電し、その性能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p>2 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、点検しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合であっても、1月を超えない範囲内で1回以上点検するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23、第8編別表第11又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p>	<p>モニタリングポストの非常用電源に係る記載を追加（管理の方法の詳細については下部要領で定める）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考													
<p>4 区域放射線管理担当課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、毎日1回以上点検しなければならない。</p> <p>5 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条 （省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第43条 ～ 第45条 （省略）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</p> <p>第46条 （省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄物」とい</p>	<p>4 区域放射線管理担当課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、毎日1回以上点検しなければならない。</p> <p>5 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>7 環境放射線管理課長は、下表に掲げる測定機器等について、点検しなければならない。また、放射線測定機器について、年1回以上、点検校正を行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1380 619 2359 892"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器（モニタリングポスト）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置（自動起動式設置型発電機）</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>第39条 ～ 第42条 （変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第43条 ～ 第45条 （変更なし）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</p> <p>第46条 （変更なし）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄物」とい</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器（モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	非常用電源装置（自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>放射線測定機器及び非常用電源装置の点検を追加（点検の方法の詳細については下部要領で定める。）</p>
測定機器等	項目	頻度													
放射線測定機器（モニタリングポスト）	(1) 外観	1回/週													
	(2) 動作状況														
非常用電源装置（自動起動式設置型発電機）	(1) 外観	1回/週													
	(2) 燃料量*														
	動作状況	1回/2月													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>う。)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「RI法廃棄物」という。)又はその双方が混在する放射性廃棄物(以下「混在廃棄物」という。)の区分(以下「発生場所の区分」という。)、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編から第5編及び第8編から第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第6編、第7編、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条～ 第49条 (省略)</p> <p>第8章 異常時の措置 第50条～ 第55条 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止</p>	<p>う。)、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「RI法廃棄物」という。)又はその双方が混在する放射性廃棄物(以下「混在廃棄物」という。)の区分(以下「発生場所の区分」という。)、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 <u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編、<u>第4編</u>、第8編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、<u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ<u>第5編から第7編まで</u>、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、<u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条～ 第49条 (変更なし)</p> <p>第8章 異常時の措置 第50条～ 第55条 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理、<u>交換</u>等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措</p>	<p>法律名称の変更 (R2.5.11申請済み)</p> <p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																																						
<p>措置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置 (周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置) 第57条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第12 (省略)</p> <p>別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定(第37条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 976 1326 1144"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>ひん度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気吸収線量率</td> <td>週1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	ひん度	空気吸収線量率	週1回	<p>置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>3 <u>環境放射線管理課長は、第38条の点検又は点検校正を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理、交換等の措置を講ずるとともに、放射線管理部長、原子炉主任技術者及び関係する本体施設の施設管理者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検校正後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置 (周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置) 第57条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第12 (変更なし)</p> <p>別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定(第37条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1356 976 2389 1144"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定機器</th> <th>頻度</th> <th>測定箇所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気吸収線量率</td> <td><u>モニタリングポスト</u></td> <td>週1回</td> <td><u>別図第2に示す箇所</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定機器	頻度	測定箇所	数量	空気吸収線量率	<u>モニタリングポスト</u>	週1回	<u>別図第2に示す箇所</u>	<u>5</u>	<p>異常を認めた場合の措置を追記</p> <p>記載の適正化及び測定に関する項目の追加</p>																								
項目	ひん度																																							
空気吸収線量率	週1回																																							
項目	測定機器	頻度	測定箇所	数量																																				
空気吸収線量率	<u>モニタリングポスト</u>	週1回	<u>別図第2に示す箇所</u>	<u>5</u>																																				
<p>別表第14～別表第17 (省略)</p> <p>別表第18 改造計画(第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 1276 1326 1822"> <thead> <tr> <th>改造の区分</th> <th>施設区分</th> <th>計画作成者</th> <th>計画同意者</th> <th>計画承認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該施設に係る放射線管理施設</td> <td>当該施設に係る区域放射線管理担当課長</td> <td>当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者</td> <td>放射線管理部長</td> </tr> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	(新設)				当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る区域放射線管理担当課長	当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	(新設)				<p>別表第14～別表第17 (変更なし)</p> <p>別表第18 改造計画(第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1356 1276 2442 1822"> <thead> <tr> <th>改造の区分</th> <th>施設区分</th> <th>計画作成者</th> <th>計画同意者</th> <th>計画承認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td>周辺監視区域における放射線測定機器</td> <td>環境放射線管理課長</td> <td>当該施設に係る原子炉主任技術者</td> <td>放射線管理部長</td> </tr> <tr> <td>当該施設に係る放射線管理施設</td> <td>当該施設に係る区域放射線管理担当課長</td> <td>当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者</td> <td>放射線管理部長</td> </tr> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td>周辺監視区域における放射線測定機器</td> <td>放射線管理部長</td> <td>当該施設に係る原子炉主任技術者</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>	改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	周辺監視区域における放射線測定機器	環境放射線管理課長	当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長	当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る区域放射線管理担当課長	当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	周辺監視区域における放射線測定機器	放射線管理部長	当該施設に係る原子炉主任技術者	所長	<p>周辺監視区域における放射線測定機器に係る記載を追記</p> <p>周辺監視区域における放射線測定機器に係る記載を追記</p>
改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者																																				
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	(新設)																																							
	当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る区域放射線管理担当課長	当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長																																				
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	(新設)																																							
改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者																																				
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	周辺監視区域における放射線測定機器	環境放射線管理課長	当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長																																				
	当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る区域放射線管理担当課長	当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長																																				
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	周辺監視区域における放射線測定機器	放射線管理部長	当該施設に係る原子炉主任技術者	所長																																				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前					変更後					備考
可申請を伴うとき	当該施設に係る放射線管理施設	放射線管理部長	当該施設に係る部長等 当該施設に係る原子炉主任技術者	所長	可申請を伴うとき	当該施設に係る放射線管理施設	放射線管理部長	当該施設に係る部長等 当該施設に係る原子炉主任技術者	所長	
別表第19～別表第25（省略） 別図第1（その1）～別図第1（その11）（省略）					別表第19～別表第25（変更なし） 別図第1（その1）～別図第1（その11）（変更なし）					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)</p>	<p>別図第2 周辺監視区域</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)</p>	<p>備考</p> <p>☁ : モニタリング ポストの設置場所を 追記</p>

別紙 2

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第5編 JRR-3の管理

令和2年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第28条-第32条)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 <u>地震後の措置</u> (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条~第4条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第5条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-3本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>(6) 注意喚起信号が発生した場合の措置に関する事項 (原子炉を停止する可能性があるもの)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第28条-<u>第32条の3</u>)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p><u>第9章 固体廃棄物の保管 (第71条)</u></p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条~第4条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第5条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-3本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>(6) 注意喚起信号が発生した場合の措置に関する事項 (原子炉を停止する可能性があるもの)</p> <p><u>(7) 可燃物の管理に関する事項</u></p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため条の追加</p> <p>自然現象等が発生した場合の措置の追加に係る名称の変更</p> <p>固体廃棄物の保管に関する事項の追加</p> <p>可燃物の管理に関する事項の追</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第5編 JRR-3の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号及び第6号に掲げる事項について定めたJRR-3特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、利用施設に関し、第1項第1号から第4号に掲げる事項について定めたJRR-3利用施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認又は第3項の同意をしようとするときは、JRR-3原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は第1項及び第4項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号及び第6号に掲げる事項について定めたJRR-3特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、利用施設に関し、第1項第1号から第4号に掲げる事項について定めたJRR-3利用施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認又は第3項の同意をしようとするときは、JRR-3原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は第1項及び第4項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置)</u></p>	<p>多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置の追加</p>
	<p><u>第5条の2 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するため、別表第29に掲げる措置を講じなければならない。また、作業員の被ばくを低減するため、多量の放射性物質等を放出する事故発生時に使用する空気呼吸器等の資機材を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合を想定し、次の各号に掲げる事項を定めたJRR-3の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 多量の放射性物質等を放出する事故の防止に関する措置に必要な要員の配置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前項の措置に関する事項</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 研究炉加速器技術部長は、多量の放射性物質等を放出する事故発生時に必要な要員に対し、毎年1回以上定期的に、教育及び訓練を実施しなければならない。</u></p> <p><u>5 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故発生時に必要な資機材について、別表第30に掲げるところにより、その機能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p><u>6 JRR-3管理課長は、前項の資機材に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</u></p> <p><u>7 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故の想定を超える事象（大規模損壊事象）が発生したときは、放射性物質の放散を抑制するため、原子炉建家外の水源を利用し、消火設備や消防車を用いた放水、燃料及び原子炉建家内の空間に散水等をしなければならない。</u></p>	
<p>第6条～第13条（省略）</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p>	<p>第6条～第13条（変更なし）</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第14条 (省略)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 第15条～第16条 (省略)</p> <p>第3節 運転上の条件 第17条～第22条 (省略)</p> <p>第4節 運転 第23条～第25条 (省略)</p> <p>(原子炉運転中の巡視)</p> <p>第26条 炉運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第28条～第32条 (省略)</p>	<p>第14条 (変更なし)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 第15条～第16条 (変更なし)</p> <p>第3節 運転上の条件 第17条～第22条 (変更なし)</p> <p>第4節 運転 第23条～第25条 (変更なし)</p> <p>(原子炉運転中の巡視)</p> <p>第26条 炉運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。<u>また、原子炉建家地階の1次冷却材補助ポンプ(電源盤を含む。)設置場所床面について、2時間に1回の頻度で溢水の発生の有無を確認しなければならない。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p> <p>第27条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第28条～第32条 (変更なし)</p>	<p>内部溢水に係る対策の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>(維持すべき機器等の管理)</p> <p>第32条の2 JRR-3管理課長は、別表第31に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>
<p>(新設)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 第33条～第43条(省略)</p> <p>第5章 重水の管理 第44条～第47条(省略)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 第48条～第49条(省略)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第52条(省略)</p> <p>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第53条 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1)安全保護回路等及び警報装置が正常に復帰していること。</p> <p>(2)作動した安全保護回路等又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。</p> <p>(3)第23条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の確認の後、原子炉を再起動しようとするときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、研究炉加速</p>	<p>(自然現象等に備えた管理)</p> <p>第32条の3 JRR-3管理課長は、JRR-3の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、竜巻(藤田スケールF1、最大風速49m/s)による飛来によって、JRR-3に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 第33条～第43条(変更なし)</p> <p>第5章 重水の管理 第44条～第47条(変更なし)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 第48条～第49条(変更なし)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第52条(変更なし)</p> <p>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第53条 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1)安全保護回路等及び警報装置が正常に復帰していること。</p> <p>(2)作動した安全保護回路等又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。</p> <p>(3)第23条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の確認の後、原子炉を再起動しようとするときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、研究炉加速</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 J R R - 3の管理) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>器技術部長の承認を受けないで原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) J R R - 3施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>(2) 自然災害(地震を除く)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条(省略)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJ R R - 3管理課長に通報しなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼす恐れのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</p> <p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項及び前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJ R R - 3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 J R R - 3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視及び点検、第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、J R R - 3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 J R R - 3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>器技術部長の承認を受けないで原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) J R R - 3施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>(2) 自然現象等(地震を除く)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条(変更なし)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJ R R - 3管理課長に通報しなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼす恐れのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</p> <p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項又は前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJ R R - 3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 J R R - 3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視及び点検、第65条の自然現象等が発生した場合の点検並びに第71条第2項の廃棄物保管場所の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検並びに第65条の自然現象等が発生した場合の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、J R R - 3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 J R R - 3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。また、実験者等の避難、敷地周辺の放射線量の監視、作業員の被ばく低減等について、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災が発生した場合の措置)</p> <p>第59条の2 J R R - 3管理課長は、J R R - 3内で発生した火災の原因及び状況が、原子炉の運</p>	<p>第65条の変更に伴う記載の適正化、記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>内部火災発生に係る措置の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第5編 JRR-3の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 第60条～第62条（省略）</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 第63条（省略）</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 第64条（省略）</p> <p>第7節 地震後の措置 （地震後の措置） 第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、<u>放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設を及び研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等</u>について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</p>	<p><u>転に支障を及ぼしている、又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 第60条～第62条（変更なし）</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 第63条（変更なし）</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 第64条（変更なし）</p> <p>第7節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> （<u>自然現象等が発生した場合の措置</u>） 第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、<u>研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設</u>について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</p> <p><u>2 次の各号に掲げる課長は、竜巻に対してそれぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、竜巻がJRR-3に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 竜巻がJRR-3周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合は、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる課長は、火山の噴火に対してそれぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、JRR-3に影響を及ぼす降灰のおそれがあると認められた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>(2) JRR-3に影響を及ぼす降灰があった場合は、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>(3) JRR-3管理課長は、降下火砕物の荷重により、JRR-3に損傷を及ぼすおそれがある場合は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 次の各号に掲げる課長は、原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発の発生に対して、それぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又</u></p>	<p>自然現象等が発生した場合に係る措置の追加</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 工務第1課長、利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長は、<u>前項</u>の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条～第67条(省略)</p> <p>第8章 放射線管理 第68条～第70条(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第1～別表第28(省略)</p>	<p><u>は爆発の発生がJRR-3に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 当該火災又は爆発の終息後、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p>5 JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。</p> <p>6 工務第1課長、利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長は、<u>第1項から第4項までの点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>7 JRR-3管理課長は、<u>第1項から第4項までの確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条～第67条(変更なし)</p> <p>第8章 放射線管理 第68条～第70条(変更なし)</p> <p>第9章 固体廃棄物の保管 <u>(固体廃棄物の保管)</u></p> <p>第71条 課長等は、<u>固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、JRR-3内で保管するときは、別表第32に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</u></p> <p>2 JRR-3管理課長は、<u>前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p>別表第1～別表第28(変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物の保管に関する事項の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考						
(新設)	別表第29 多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置 (第5条の2第1項関係)	多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置の追加						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1320 249 1587 296">発生事象</th> <th data-bbox="1587 249 2047 296">判断基準</th> <th data-bbox="2047 249 2469 296">措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 296 1587 478">全ての停止機能が喪失した場合</td> <td data-bbox="1587 296 2047 478">・全制御棒が挿入不可状態であることを確認した後、重水ダンプ弁の開操作を行い作動しないとき。</td> <td data-bbox="2047 296 2469 478">①炉頂部よりホウ酸を原子炉プールに投入する。</td> </tr> </tbody> </table>		発生事象	判断基準	措置	全ての停止機能が喪失した場合	・全制御棒が挿入不可状態であることを確認した後、重水ダンプ弁の開操作を行い作動しないとき。	①炉頂部よりホウ酸を原子炉プールに投入する。
	発生事象		判断基準	措置				
	全ての停止機能が喪失した場合		・全制御棒が挿入不可状態であることを確認した後、重水ダンプ弁の開操作を行い作動しないとき。	①炉頂部よりホウ酸を原子炉プールに投入する。				
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 487 1587 747">1次冷却系配管が損傷し、かつ、サイフォンブレイク弁が機能喪失した場合</td> <td data-bbox="1587 487 2047 747">・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以下であることを常設の監視設備で確認した後、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。</td> <td data-bbox="2047 487 2469 747">①炉頂部よりサイフォンブレイク弁開操作を行う。 ②カナル下室より1次冷却系止め弁の閉操作を行う。 ③軽水貯留タンク、原子炉建家内給水設備から給水を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		1次冷却系配管が損傷し、かつ、サイフォンブレイク弁が機能喪失した場合	・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以下であることを常設の監視設備で確認した後、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。	①炉頂部よりサイフォンブレイク弁開操作を行う。 ②カナル下室より1次冷却系止め弁の閉操作を行う。 ③軽水貯留タンク、原子炉建家内給水設備から給水を行う。			
	1次冷却系配管が損傷し、かつ、サイフォンブレイク弁が機能喪失した場合		・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以下であることを常設の監視設備で確認した後、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。	①炉頂部よりサイフォンブレイク弁開操作を行う。 ②カナル下室より1次冷却系止め弁の閉操作を行う。 ③軽水貯留タンク、原子炉建家内給水設備から給水を行う。				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 756 1587 1157"></td> <td data-bbox="1587 756 2047 1157">・常設の監視設備が機能喪失した状況を確認し、かつ、原子炉建家周辺の空間線量率に有意な上昇がないが、原子炉プール水の漏えいを確認したとき。</td> <td data-bbox="2047 756 2469 1157">①炉頂部にてサイフォンブレイク弁の状態を確認する。 ②サイフォンブレイク弁が閉状態の場合は、連通弁を開操作し、原子炉プール水位を確認する。 ③原子炉プール水位を監視可能な-250cmまで、炉頂部よりサイフォンブレイク弁の開操作を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		・常設の監視設備が機能喪失した状況を確認し、かつ、原子炉建家周辺の空間線量率に有意な上昇がないが、原子炉プール水の漏えいを確認したとき。	①炉頂部にてサイフォンブレイク弁の状態を確認する。 ②サイフォンブレイク弁が閉状態の場合は、連通弁を開操作し、原子炉プール水位を確認する。 ③原子炉プール水位を監視可能な-250cmまで、炉頂部よりサイフォンブレイク弁の開操作を行う。					
	・常設の監視設備が機能喪失した状況を確認し、かつ、原子炉建家周辺の空間線量率に有意な上昇がないが、原子炉プール水の漏えいを確認したとき。	①炉頂部にてサイフォンブレイク弁の状態を確認する。 ②サイフォンブレイク弁が閉状態の場合は、連通弁を開操作し、原子炉プール水位を確認する。 ③原子炉プール水位を監視可能な-250cmまで、炉頂部よりサイフォンブレイク弁の開操作を行う。						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 1165 1587 1428"></td> <td data-bbox="1587 1165 2047 1428">・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以上であることを常設の監視設備で確認し、かつ、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。</td> <td data-bbox="2047 1165 2469 1428">①原子炉建家外給水設備から給水を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以上であることを常設の監視設備で確認し、かつ、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。	①原子炉建家外給水設備から給水を行う。					
	・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以上であることを常設の監視設備で確認し、かつ、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。	①原子炉建家外給水設備から給水を行う。						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 1436 1587 1942">燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合</td> <td data-bbox="1587 1436 2047 1942">・燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が自動で作動しないとき。</td> <td data-bbox="2047 1436 2469 1942">①原子炉建家の換気系を停止する。 ②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所(出入り口、非常口等)に目張りを講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合	・燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が自動で作動しないとき。	①原子炉建家の換気系を停止する。 ②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所(出入り口、非常口等)に目張りを講じる。					
燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合	・燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が自動で作動しないとき。	①原子炉建家の換気系を停止する。 ②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所(出入り口、非常口等)に目張りを講じる。						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考																																																												
(新設)	<p>別表第30 多量の放射性物質等を放出する事故発生時における必要な資機材 (第5条の2第5項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管場所</th> <th>数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機式可搬型ポンプ</td> <td>原子炉建家内</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型発電機</td> <td>原子炉建家外</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防用ホース</td> <td>原子炉建家内</td> <td>4本 (各20m)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>4本 (各20m)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源ケーブル</td> <td>原子炉建家内</td> <td>4本 (30m×3本、20m×1本)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>4本 (30m×3本、20m×1本)</td> </tr> <tr> <td>ホウ酸</td> <td>原子炉建家内</td> <td>14kg以上 (¹⁰B96%濃縮ホウ酸)</td> </tr> </tbody> </table>	資機材	保管場所	数量等	電動機式可搬型ポンプ	原子炉建家内	1台	原子炉建家外	1台	可搬型発電機	原子炉建家外	1台	消防用ホース	原子炉建家内	4本 (各20m)	原子炉建家外	4本 (各20m)	電源ケーブル	原子炉建家内	4本 (30m×3本、20m×1本)	原子炉建家外	4本 (30m×3本、20m×1本)	ホウ酸	原子炉建家内	14kg以上 (¹⁰ B96%濃縮ホウ酸)	<p>多量の放射性物質等を放出する事故に係る資機材の追加</p>																																				
資機材	保管場所	数量等																																																												
電動機式可搬型ポンプ	原子炉建家内	1台																																																												
	原子炉建家外	1台																																																												
可搬型発電機	原子炉建家外	1台																																																												
消防用ホース	原子炉建家内	4本 (各20m)																																																												
	原子炉建家外	4本 (各20m)																																																												
電源ケーブル	原子炉建家内	4本 (30m×3本、20m×1本)																																																												
	原子炉建家外	4本 (30m×3本、20m×1本)																																																												
ホウ酸	原子炉建家内	14kg以上 (¹⁰ B96%濃縮ホウ酸)																																																												
(新設)	<p>別表第31 安全避難通路等に係る機器等 (第32条の2第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">保安灯等</td> <td rowspan="9">保安灯</td> <td>原子炉建家</td> <td>71台</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>13台</td> </tr> <tr> <td>実験利用棟</td> <td>85台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯槽室</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>燃料管理施設</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>事務管理棟</td> <td>23台</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御棟</td> <td>33台</td> </tr> <tr> <td>コンプレッサ棟</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設</td> <td>38台</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">誘導標識又は誘導灯</td> <td>原子炉建家</td> <td>25台</td> </tr> <tr> <td>冷却塔</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>実験利用棟</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯槽室</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>燃料管理施設</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>事務管理棟</td> <td>17台</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御棟</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>コンプレッサ棟</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">通信連絡設備</td> <td rowspan="2">一斉放送装置</td> <td>一斉指令放送主装置</td> <td>原子炉制御棟 1台</td> </tr> <tr> <td>リモートマイク</td> <td>原子炉制御棟 1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スピーカ</td> <td>原子炉建家</td> <td>12台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯槽室</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>燃料管理施設</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>事務管理棟</td> <td>17台</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御棟</td> <td>11台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	設置場所	数量	保安灯等	保安灯	原子炉建家	71台	冷却塔	13台	実験利用棟	85台	使用済燃料貯槽室	11台	燃料管理施設	10台	事務管理棟	23台	原子炉制御棟	33台	コンプレッサ棟	3台	使用済燃料貯蔵施設	38台	誘導標識又は誘導灯	原子炉建家	25台	冷却塔	5台	実験利用棟	39台	使用済燃料貯槽室	3台	燃料管理施設	3台	事務管理棟	17台	原子炉制御棟	11台	コンプレッサ棟	4台	使用済燃料貯蔵施設	10台	通信連絡設備	一斉放送装置	一斉指令放送主装置	原子炉制御棟 1台	リモートマイク	原子炉制御棟 1台	スピーカ	原子炉建家	12台	使用済燃料貯槽室	2台	燃料管理施設	3台	事務管理棟	17台	原子炉制御棟	11台	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>
分類	種類	設置場所	数量																																																											
保安灯等	保安灯	原子炉建家	71台																																																											
		冷却塔	13台																																																											
		実験利用棟	85台																																																											
		使用済燃料貯槽室	11台																																																											
		燃料管理施設	10台																																																											
		事務管理棟	23台																																																											
		原子炉制御棟	33台																																																											
		コンプレッサ棟	3台																																																											
		使用済燃料貯蔵施設	38台																																																											
	誘導標識又は誘導灯	原子炉建家	25台																																																											
		冷却塔	5台																																																											
		実験利用棟	39台																																																											
		使用済燃料貯槽室	3台																																																											
		燃料管理施設	3台																																																											
		事務管理棟	17台																																																											
		原子炉制御棟	11台																																																											
		コンプレッサ棟	4台																																																											
		使用済燃料貯蔵施設	10台																																																											
通信連絡設備	一斉放送装置	一斉指令放送主装置	原子炉制御棟 1台																																																											
		リモートマイク	原子炉制御棟 1台																																																											
	スピーカ	原子炉建家	12台																																																											
		使用済燃料貯槽室	2台																																																											
		燃料管理施設	3台																																																											
		事務管理棟	17台																																																											
原子炉制御棟	11台																																																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後				備考
			実験利用棟	40台	
			コンプレッサ棟	3台	
			冷却塔	1台	
	ページング式インターホン装置	ページング主装置	原子炉制御棟	1台	
		ページング内蔵型端末	原子炉建家	15台	
			燃料管理施設	5台	
			事務管理棟	16台	
			原子炉制御棟	14台	
			実験利用棟	26台	
			冷却塔	2台	
		スピーカ外付型端末(端末)	原子炉建家	8台	
			使用済燃料貯槽室	2台	
			事務管理棟	4台	
			原子炉制御棟	5台	
			実験利用棟	7台	
			コンプレッサ棟	1台	
			冷却塔	5台	
		スピーカ外付型端末(スピーカ)	原子炉建家	8基	
			使用済燃料貯槽室	2基	
			事務管理棟	5基	
			原子炉制御棟	5基	
			実験利用棟	7基	
			コンプレッサ棟	2基	
			冷却塔	5基	
	固定電話及び携帯電話	固定電話	原子炉制御棟	1台	
			使用済燃料貯蔵施設	1台	
		携帯電話	原子炉制御棟	1台	
		使用済燃料貯蔵施設	1台		
施設間通信連絡設備	固定電話	JRR-3 事故現場指揮所	1台		
	携帯電話	JRR-3 事故現場指揮所	1台		
溢水防護設備	マンホール蓋 (穴付き格子蓋)		原子炉制御棟地階	1枚	
貯液槽	漏えい検知器、センサー		廃液貯槽室	1式	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後			備考
<p>(新設)</p>	<p>信号ケーブル</p>	<p>廃液貯槽室</p>	<p>1式</p>	<p>固体廃棄物の保管に関する事項の追加</p>
	<p>電源ケーブル</p>	<p>廃液貯槽室</p>	<p>1式</p>	
	<p>別表第32 各廃棄物保管場所の保管能力 (第71条関係)</p>			
<p>保管場所</p>	<p>保管能力</p>			
<p>原子炉建家廃棄物保管室</p>	<p>2000 ドラム缶換算：約 20 本</p>			
<p>実験利用棟廃棄物保管室</p>	<p>2000 ドラム缶換算：約 4 本</p>			
<p>実験利用棟廃棄物保管場所 (1)</p>	<p>2000 ドラム缶換算：約 5 本</p>			
<p>実験利用棟廃棄物保管場所 (2)</p>	<p>フィルタ：約 45 個</p>			
<p>実験利用棟廃棄物保管場所 (3)</p>	<p>2000 ドラム缶換算：約 8 本</p>			
<p>別図第1 (その1) ~別図第1 (その3) (省略)</p>	<p>別図第1 (その1) ~別図第1 (その3) (変更なし)</p>			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2(その2) JRR-3 地階 平面図 (1/2)</p>  <p>別図第2(その3)～別図第2(その5) (省略)</p>	<p>別図第2(その2) JRR-3 地階 平面図 (1/2)</p>  <p>別図第2(その3)～別図第2(その5) (変更なし)</p>	<p>廃棄物保管場所の追加</p> <p>記載の適正化 (雲かけ部が変更箇所)</p> <p>記載の適正化</p>